

ver2

官民連携地域生活圏プラットフォーム 運営規約

(設置)

第 1 条 広域那須地域(那須町・那須塩原市・大田原市)において、国土交通省「地域生活圏形成リーディング事業」の採択を受け、持続可能な生活モデルの構築を目指す「官民連携地域生活圏モデル事業」を推進するため、官民の相互連携による地域課題の可視化および解決策の実証を図るべく、官民連携地域生活圏プラットフォーム(以下「本PF」という。)を設置する。

(所管事務)

第 2 条 本PFは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「地域生活圏課題マップ」の作成および共有に関すること
- (2) 課題解決型体験プログラム(出張型福祉・農業体験等)の推進および検証に関すること
- (3) 事業成果の評価・分析および次年度計画の策定に関すること
- (4) 国(国土交通省等)へのモデル提言に関すること
- (5) その他前条の目標達成に資すること

(組織)

第 3 条 本PFは、別紙に定める構成員(以下「構成員」という。)をもって組織する。

2 新たな構成員の加入および既存構成団体の脱退については、次条に定めるPF会議の承認を得るものとする。

(PF会議)

第 4 条 本PFの円滑な運営を図るため、PF会議(以下「会議」という。)を設置する。

2 会議は、構成員から原則として各 1 名選出された者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年2月28日までとする。

2 前項の任期満了後については、退任の手続きがない限り自動的に1年間の任期で更新されるものとし、以降も同様とする。

3 前各項の規定にかかわらず、委員の構成および継続については、会議の場において確認を行うものとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長、副議長および事務局)

第 6 条 本PFに議長 1 人を置く。

2 議長は、委員の中から選出し、会議の承認を得て決定する。

3 議長は、本PFを代表し、会務を総括する。

4 本PFに副議長を置くことができる。副議長は、議長が指名し決定する。

5 副議長は、議長を補佐し、その職務を代理することができる。

6 本PFの事務局は、一般社団法人ナスコンバレー協議会に置く。

(会議の運営)

第 7 条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 会議の招集手続および日程調整は、事務局が行う。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 事務局は、会議運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 5 やむを得ない事由により会議に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。

(オブザーバー等)

第 8 条 本PFは、必要に応じて議長の承認のもと、オブザーバーを会議に招聘することができる。

2 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べ、または助言を行うことができる。ただし、本PFの意思決定にかかる議決権は有さないものとする。

(庶務)

第 9 条 本PFの庶務は、一般社団法人ナスコンバレー協議会事務局において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、本PFの運営について必要な事項は、議長がその都度会議に諮って定める。

附 則

1. 本規約は、令和7年12月17日（第1回決議）より施行し、令和7年12月1日から適用する。
2. 本規約は、令和8年2月10日（第3回決議）より改正施行する。